

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 3 月 16 日 (金) 号外第 35 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管規則	鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則 (1) 2
	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての 県費負担に関する規則の一部を改正する規則 (2) 3

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第7条 略 2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が、ビラの証紙にあっては法第142条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第2項に規定する枚数に達したとき、ポスターの証紙にあっては法第144条第1項第1号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。	第7条 略 2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が、ビラの証紙にあっては法第142条第1項1号若しくは第2号又は第2項に規定する枚数に達したとき、ポスターの証紙にあっては法第144条第1項第1号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。

附 則

この規則は、平成19年3月22日から施行する。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則（平成6年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（契約締結の届出）</p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項、第7条第1項又は第10条第1項の規定の適用を受けようとする者は、条例第4条、第8条又は第11条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出の前に当該契約を締結した場合には、当該届出の後直ちに）選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）、<u>ビラ作成契約届出書（様式第2号）</u>又はポスター作成契約届出書（様式第3号）に当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</u></p> <p>（確認申請等）</p> <p>第3条 条例第2条第3項に規定する候補者（前条の届出をした者に限る。以下「候補者」という。）は、<u>条例第5条第2号イ、第9条又は第12条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し自動車燃料代確認申請書（様式第4号）、<u>ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）</u>又はポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する確認は、<u>自動車燃料代確認書（様式第7号）、<u>ビラ作成枚数確認書（様式第8号）</u>又はポスター作成枚数確認書（様式第9号）</u>（以下「確</p>	<p>（契約締結の届出）</p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受けようとする者は、条例第4条又は第8条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出の前に当該契約を締結した場合には、当該届出の後直ちに）選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）又はポスター作成契約届出書（<u>様式第2号）</u>に当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</u></p> <p>（確認申請等）</p> <p>第3条 条例第2条第3項に規定する候補者（前条の届出をした者に限る。以下「候補者」という。）は、<u>条例第5条第2号ロ又は第9条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し自動車燃料代確認申請書（様式第3号）又はポスター作成枚数確認申請書（<u>様式第4号）</u>を提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する確認は、<u>自動車燃料代確認書（<u>様式第5号）</u>又はポスター作成枚数確認書（<u>様式第6号）</u></u>（以下「確認書」という。）を用いて行わなけれ</p>

<p>認書」という。)を用いて行わなければならない。</p> <p>(確認書の提出)</p> <p>第4条 候補者は、前条第1項に規定する確認を受けた場合には、直ちに、確認書を条例第4条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)<u>。 条例第8条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)</u>又は<u>条例第11条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(証明書の提出)</p> <p>第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号)、<u>ビラ作成証明書(様式第11号)</u>又は<u>ポスター作成証明書(様式第12号)</u>(以下「証明書」という。)を、条例第4条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、<u>ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第6条 契約業者等は、<u>条例第5条、第9条又は第12条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(様式第13号)に証明書(燃料供給業者、<u>ビラ作成業者又はポスター作成業者</u>にあっては、当該証明書のほかに確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>(確認書の提出)</p> <p>第4条 候補者は、前条第1項に規定する確認を受けた場合には、直ちに、確認書を条例第4条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)<u>又は条例第8条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(証明書の提出)</p> <p>第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(様式第7号)又は<u>ポスター作成証明書(様式第8号)</u>(以下「証明書」という。)を、条例第4条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又は<u>ポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第6条 契約業者等は、<u>条例第5条又は第9条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(様式第9号)に証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者)にあっては、当該証明書のほかに確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p>
---	---

第2条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第9号その2中「第9条」を「第12条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次にその2として次のように加え、同様式を様式第13号とする。

その2

請 求 書
(ビラの作成)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ㊟

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 振込先 銀行名
- 口座名
- 口座番号

- 注 1 この請求書は、候補者から受領したピラ作成枚数確認書及びピラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	
A	B	A × B = C	D	E	D × E = F	G	H	G × H = I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

- 注 1 A欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
円
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
円 + $\frac{\text{円} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$... 1銭未満の端数は切上げ
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第8号を様式第12号とし、同様式の前に次の1様式を加える。
様式第11号(第5条関係)

ピ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりピラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏 名 ㊟

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

- 注 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
 4 1人の候補者を通じて県費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく県費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

$$\text{円} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \dots \text{1銭未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第7号を様式第10号とし、様式第6号中「第9条」を「第12条」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第8号(第3条関係)

確認番号

ビラ作成枚数確認書

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、基準枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 ㊟

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

- 注 1 この確認書は、ピラ作成枚数について確認を受けた候補者からピラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したピラ作成業者は、県に支払を請求する場合には、ピラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

様式第5号を様式第7号とし、様式第4号中「第9条」を「第12条」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第5号(第3条関係)

ピラ作成枚数確認申請書

次のピラ作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏 名 ㊟

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

- 注 1 この申請書は、ピラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、ピラ作成枚数について県費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のピラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第2号(第2条関係)

ピラ作成契約届出書

次のとおりピラの作成の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏 名 ⑩

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年3月22日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。